小瀬桜まつりグルメパーク出店に関する留意事項

1 業務分担

本協会と出店業者の業務分担は次のとおりとする。

(1) 本協会

- ① 小瀬桜まつりグルメパークの広報
- ② 出店に伴う行政手続き (行政財産使用料の支払い含む)
- ③ グルメパーク全体のゴミコンテナの設置
- ④ 各出店業者用のゴミ箱、ゴミ袋(90リットル)の支給

(2) 出店業者

- ① 売店の運営
- ② 販売員の確保及び販売指導等
- ③ 売店商品の仕入及び品質・衛生管理
- ④ 調理に必要な器具の準備、点検、保管
- ⑤ 発電機、発電機用燃料の準備、補給及び保管
- ⑥ 各出店業者用ゴミ箱のゴミ処理(ゴミコンテナへ運搬)及び周辺の清掃

2 留意事項

(1) 運営事務

- ① 開催日は全日程、全営業時間に出店すること。
- ② 出店業者の都合による欠席は認めない。
- ③ 販売員に発熱や風邪、下痢、嘔吐等の症状や感染症等が判明した場合は速やかに本協会に報告し、出店を停止すること。なお、その場合の出店基本手数料は支払うこと。
- ④ 出店時間内に提供する全ての商品が無くなり、販売を中止とすることが無いよう準備すること。
- ⑤ 出店業者の責による事故やトラブルに対しては出店業者で対応すること。
- ⑥ 荒天等で中止する場合は、当日の午前8時30分までに本協会ホームページで公表する。

(2) 接客・サービス

- ① スポーツ公園が持つイメージに相応しい、明るい笑顔と真摯な態度で接客すること。
- ② 来園者とのコミュニケーションを大切にすること。
- ③ 出店や販売に関して SNS (Instagram、fecebook、X等) やポスター、チラシ等を活用し 積極的な PR に努めること。

(3) 商品

- ① 桜に関連した商品(フード、スイーツ、ドリンク等)を1品以上提供すること。
- ② 販売価格は市場価格を考慮し適正な価格で販売すること。
- ③ 商品の味や見た目を重視し来園者に喜ばれる商品を提供するよう努めること。

(4) その他

- ① 来園者の満足度向上のため各出店業者全体で協力し合い、「小瀬桜まつり」全体を盛り上げるよう努めること。
- ② その他の記載の無いことは、本協会の指示に従うこと。

3 特記事項 (重要)

(1) 販売員の喫煙について

小瀬スポーツ公園は分煙施設であることを理解し、販売員が喫煙する場合は公園内の所定の喫煙場所で喫煙すること。万が一、キッチンカーの車内または周辺で販売員が喫煙していることが発覚した場合は、その時点で今年度の販売を停止させ、喫煙のため販売を停止した旨を来園者及びホームページにて公開し、次年度の出店を停止とする。

(2) キッチンカー車外での仕込み、調理について

キッチンカー車外において仕込み並びに調理は一切禁止する。

ここでの仕込みとは食品の洗浄や細切、調味、整形、下茹で等をいう。調理とは盛り付け、 加温、揚げる、焼く、蒸す、燻す、氷を削る、食材に串(割りばし含む)を刺す、チョコや 飴等でコーティングする、トッピング、飲み物を注ぐ等をいう。

ここに記載の無い行為については双方で協議し別途指示する。

(3) 車外での長机の使用について

各出店業者は食材(商品在庫等)や容器等の保管のために長机を2脚まで使用することができる。その場合はキッチンカーに近づけ、周囲のエリアを大きく占領しないよう注意すること。食材(商品在庫等)や容器等をブルーシート等を使って地面に直置きすることは、衛生上の観点から控えること。

商品陳列用の長机を使用する場合は事前に申請すること。申請と異なる販売実態が確認された場合は是正を命じ、これに従わない場合は出店を取り消す場合がある。

(4) テントの使用について

本イベントはキッチンカーによる販売であることから、テントの使用は一切禁止する。 なお、キッチンカーに備え付けられたオーニング(日よけ・雨よけ)については使用する ことができる。

タープをキッチンカーに括り付ける場合は、風で煽られないよう注意し職員に確認を受け

ること。

(5) ゴミの廃棄について

各出店業者には本協会がゴミ箱並びに90リットルサイズのゴミ袋(1日5枚)を支給するが、ゴミ箱が満杯になった場合は各業者においてゴミの取りまとめ、ゴミ袋の交換、ゴミコンテナへのゴミ捨てを行うこと。

調理中に出る生ゴミ等については車外に置くことは禁止する。

キッチンカーやゴミ箱周辺については定期的に目を配り、汚れている場合は適宜清掃し常に公園内の美化に努めること。本協会からゴミの処理について注意が続いた場合は営業を一時停止し、ゴミの清掃を終えてから営業を再開するよう指示する場合がある。

(6) 食品以外の提供

食品以外の物品(おもちゃ、お面、ライト、くじ等)を販売してはならない。

(7) 照明器具の持ち込みについて

夕方以降の営業について売り場の十分な明るさが確保できるよう照明を持ち込み配置すること。

(8) 搬入車について

グルメパーク開催中の園内は多くの来園者が訪れ、駐車場も大変混雑することから、各業者1台まで園内への搬入車両の乗り入れ及び駐車を許可する。園内への搬入車両の乗り入れを希望する業者は事前に申請すること。園内の駐車場所については別途指示する。搬入車両のサイズは普通乗用車程度(ハイエース、軽バン、軽トラック等)とするが、これを超えるサイズの場合は相談すること。

グルメパークの営業開始時刻30分前から営業終了時刻30分後までは園内が来園者で 混み合うことから、駐車場所からキッチンカーまで台車等を使い荷物を運搬すること。それ 以外の時間帯であれば、来園者や他の業者に十分注意した上でキッチンカーに搬入車両を横 付けできる。